

松籟荘サテライト 安良川別館
「指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
介護（茨城県指定 第0871400487号）

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象になります。また、短期入所生活介護事業と介護予防短期入所生活介護事業は一体的に運営します。

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 愛正会
法人所在地	茨城県高萩市下手綱大谷口1951-15
電話番号	0293-24-6322
代表者氏名	理事長 金川 美希子
設立年月	昭和57年 2月 5日

2. 事業所の概要

施設の種類	指定（介護予防）短期入所生活介護事業所 令和8年5月23日指定更新 茨城県第0871400487号		
施設の名称	松籟荘サテライト安良川別館		
施設の所在地	茨城県高萩市安良川963-10		
電話番号	0293-44-3558	FAX番号	0293-44-3559
管理者氏名	須田 聡子		
開設年月	平成26年 5月 23日 利用定員10名（ユニット型）		

(1)事業所の目的

要支援及び要介護状態の被保険者（以下、「利用者」という。）について、居宅介護サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助することを目的としています。

(2) 事業所の運営理念

『ナチュラルゼーション』（その方にとってそうすることが自然であり、居心地が良いと感じられるような生活の場づくり・生活支援のあり方目指す福祉理念）を目指します。そして、利用者にとって必要なサービスを利用者自身に選択していただき、個人のプライバシーをできるだけ保持し、生活の自立のため援助を心がけることを基本とします。

(3) 施設の運営方針

1. 一人ひとりの入居者・利用者向き合おう。
2. 一人ひとりの入居者・利用者出来るだけ寄り添おう。
3. 一人ひとりの入居者・利用者にゆっくりゆったり生活支援をしよう。
4. 一人ひとりの入居者・利用者の生活の中に自然なりハビリを取り入れよう。
5. 一人ひとりの入居者・利用者安心・安楽と感じてもらえるようリスク管理を徹底しよう。
6. 一人ひとりの入居者・利用者がご家族や地域とのつながりを持ち続けられるようにサポートしよう。
7. すべての入居者・利用者から笑顔を溢れさそう。

☆ 利用者にとって必要なサービスを利用者自身に選択していただき、個人のプライバシーをできるだけ保持し、生活の自立のため援助を心がけることを基本とします。また、個人別アセスメント表を作成し個別処遇の徹底を図ります。

(4) 通常の事業の実施地域

通常の送迎の実施地域は、以下の区域とします。

<短期入所生活介護事業>

高萩市、北茨城市、日立市北部（但し、砂沢町、小木津町、日高町、川尻町、折笠町、十王町に限る）

<介護予防短期入所生活介護事業>

高萩市

(5) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	電話等により24時間常時連絡可能な体制をとります。

(6) 利用定員

短期入所生活介護 10名（ユニット型） ※介護予防を含めた人数となります。

(7) 居室等の概要（短期入所生活介護）

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、ユニット型は個室となります。ご契約者のご希望や心身の状況や居室の空き状態等を考慮して居室を決定しております。

《ユニット型》

居室・設備の種類	室数	備考
個室	10室	1つのユニットがあり、10室編成
合計	10室	花木の宿
食堂兼リビング	1室	ユニット毎に設置
キッチン	1室	流し台・電磁調理器・冷蔵庫・オーブンレンジ・食器洗浄乾燥機・食器戸棚等完備
浴室	1室	一般浴（個浴又はリフト浴）と機械浴（臥床浴）
脱衣室	1室	
トイレ	3個	車椅子対応型

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更☆

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者か家族等と協議の上決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 主な職員の配置状況

職員の配置については、指定基準を遵守しています。（入居施設の職員を含む）

施設長（管理者）	1名	（本体施設兼務）	介護支援専門員	1名	（入居施設兼務）
生活相談員	1名	（入居施設兼務）	医師	1名	（非常勤）
介護職員	4名	（非常勤を含む）	管理栄養士	1名	（入居施設兼務）
看護職員	3名	（入居施設兼務、非常勤を含む）	調理員	4名	（非常勤を含む）
機能訓練指導員	1名	（非常勤）			

(2) 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制	
1. 医師	毎週 木曜日	《ユニット型の場合》 ・日中については、ユニット毎に常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。 ・夜間及び深夜においては、2ユニット毎に常時1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。 ・ユニット毎に常勤のユニットリーダーを配置する。 《看護職員体制》 ・常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を配置する。
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝【1名】日中【2名】 夜間【2ユニットに1名】	
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中 1名	
4. 生活相談員	日中 1名	
5. 栄養士	日中 1名	

※土日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。当施設が提供するサービスについて、

- 利用料金が介護保険から給付される場合
- 利用料金の自己負担分をご契約者に負担いただく場合
- 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の7～9割が介護保険から給付されます。

《サービスの概要》

① 食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・栄養士は、利用者一人一人の健康・栄養状態をアセスメントし、指定短期入所生活介護サービスの提供に当たる他の職員と協働・協議しながら必要な栄養指導を行います。
- ・クックチル方式を導入し、ご利用者と固定のスタッフで構成するユニットにてアットホームな雰囲気の中、食事の提供をします。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

食事時間	朝食	8:00～	昼食	12:00～	夕食	18:00～
------	----	-------	----	--------	----	--------

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・可能な方は一般浴（個浴・リフト浴）、また寝たきりの方は特殊浴槽（臥床浴）を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立支援のため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行ないます。日中のみならず、夜間においても看護職員のオンコール体制をとり、かつ、隣接した協力病院（やすらぎの丘温泉病院）との24時間連絡体制を確保し、サービス提供中の利用者の健康管理を十分に配慮します。
- ・入浴時、排泄時、日々の皮膚観察・確認を行うことで褥瘡発生の予防に配慮します。

⑥ 送迎

- ・ご希望の方には専用車輛による送迎を実施します。

⑦ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

《サービス利用料金（1日あたり）》（契約書第4条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金（各種体制加算を加えた）から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額1～3割）と食費（自己負担額）と滞在費（自己負担額）の合計金額をお支払い下さい。（※サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1. ご契約者の要介護とサービス利用料金	要介護度別	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	基本料金	5,290円	6,560円	7,040円	7,720円	8,470円	9,180円	9,870円
	体制加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ220円 夜勤職員配置加算(Ⅱ)180円（要介護認定の方のみ）						
	計	5,510円	6,780円	7,440円	8,120円	8,870円	9,580円	10,270円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,959円	6,102円	6,696円	7,308円	7,983円	8,622円	9,283円	
3. サービス利用における自己負担額(※1)	551円	678円	744円	812円	887円	958円	1,027円	

《居住費と食費について》

利用者負担段階	居住費 (R8.7.31まで)	居住費 (R8.8.1から)	食費 (R8.7.31まで)	食費 (R8.8.1から)
第4段階 (基準費用額)	2,066円	2,066円	1,510円	1,600円
第3段階②	1,370円	1,470円	1,360円	1,420円
第3段階①		1,370円	650円	680円
第2段階	880円	880円	390円	390円
第1段階	880円	880円	300円	300円

※3の自己負担額に介護職員等処遇改善加算Ⅰ（×176/1000）が加算されます。

☆上記「3. サービスにおける自己負担額」の金額は1割負担での金額となります。

☆下記のサービス（各種加算）をご利用の場合は上記表1に加え、3を算出いたします。

【各種加算について】

☆ 事業の実施地域内における送迎サービスを提供した場合は、1日あたり片道1,840円のサービス利用料金が加算されます。（自己負担額1日あたり184円）

☆ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）が月1回に限り、100円のサービス利用料金が加算されます。（自己負担額月1回10円）

☆ 医師の指示に基づく療養食を提供した場合には、1日3食を限度として1回あたり80円のサービス利用料金が加算されます。（自己負担額1回あたり8円）

☆ 認知症により行動・心理症状があり在宅での生活が困難なため、緊急に短期入所生活介護を行った場合は、7日を限度として1日あたり2,000円のサービス利用料金が加算されます。（自己負担額1日あたり200円）

☆ 若年性認知症利用者に対して短期入所生活介護を行った場合は、1日あたり1,200円のサービス利用料金が加算されます。（自己負担額1日あたり120円）

☆ 短期入所生活介護サービス利用中に利用者が利用している訪問看護事業所による訪問看護サービス（健康上の管理等）を提供させた場合は、1日あたり4,250円のサービス利用料金が加算されます。（自己負担額1日あたり425円）

☆ 居宅サービス計画において計画的に行うことになっていない場合、7日を限度（やむを得ない場合は14日まで）に、1日あたり900円のサービス利用料金が加算されます。（自己負担額1日あたり90円）

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第9条）

① 理美容サービス

- ・理容師の出張による理髪サービス（調髪・顔剃）をご利用いただけます。
- ・利用料金 1回あたり 調髪・顔剃 1,500円

② 特別な食事の提供

- 施設が特別な食事を提供し、利用者が選択された場合には、所定の金額をご負担いただきます。
- ・特別な食事の提供 500円

③ 複写物の交付

- ・ご契約者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
- ・費用 1枚につき 10円

④ 医療機関への移送、付添い

- ・医療機関への移送、付き添い等の行った場合にご請求させていただきます。距離、時間は問わず、対応させて頂いた場合には一律での請求となります。
※こちらは受診代行サービスではありません。原則、利用中の受診等についてはご家族様へ対応をお願いしております。状況によりご家族様が対応困難な場合のみに対応させて頂いた場合にご請求させていただきます。
- ・医療機関への移送、付添い 3000円/回

- ☆ 上記『介護保険の給付とならないサービスの利用料金』については、消費税の課税対象になるものも含まれていますが、消費税を含まない金額を表示しています。
- ☆ その他、介護保険の給付対象とならないサービスを提供した場合には、実費相当額をいただきます。
- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない理由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する理由について、変更を行うまでにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 窓口で現金支払

② 下記指定口座への振込み

筑波銀行 多賀支店 普通預金 1114851
松籟荘サテライト安良川別館 管理者 須田 聡子

③ 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用されている各金融機関より（利用した翌月の末日に引き落としされます。）

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日利用料金の50%

- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議します。
- ④ ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。
- ⑤ 上記②の事項は、短期入所生活介護利用者の方に適用されます。

5. 事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご利用者のご家族、市町村及び居宅介護支援事業者（担当介護支援員）等へ連絡するとともに必要な措置を講じます。

また、事故発生の原因究明と予防の検討を行い、再発防止に努めます。なお、ご利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

6. 損害賠償について（契約書第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。個人情報保護規定に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められた場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 事業継続計画について（契約書第26条参照）

感染症や非常災害の発生時において、契約者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定します。当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるとともに、従業者に対し業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更します。

8. 苦情の受付について（契約書第27条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

＜苦情受付窓口（担当者）＞ 生活相談員 鈴木 由希子／介護支援専門員 海老沼 修身
 ＜受付時間＞ 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

また、苦情受付ボックス『ご意見箱』を受付に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

高萩市市役所・福祉事務所高齢福祉課	所在地 茨城県高萩市春日町3-10 【受付時間】9:00～17:00 TEL 0293-22-0080 / FAX 0293-22-0700
日立市市役所・介護保険課	所在地 茨城県日立市助川町1-1-1 【受付時間】8:30～17:15 TEL 0294-22-3111（内線212から217） / FAX 0294-24-2281
北茨城市市役所・高齢福祉課介護保険係	所在地 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 【受付時間】8:30～17:15 TEL 0293-43-1111（介護保険係：内線125から129 高齢福祉係：内線121）
茨城県国民健康保険団体連合会	所在地 茨城県水戸市笠原町987-26 【受付時間】8:30～17:30 TEL 029-301-1565 / FAX 029-301-1579
茨城県運営適正化委員会	所在地 茨城県水戸市千波町1918 【受付時間】9:00～17:00 TEL 029-305-7193 / FAX 029-305-7194

6. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
	2 なし	結果の開示	1 あり 2 なし

年 月 日

指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

松籟荘サテライト安良川別館

指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基つき事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者 : 住所

: 氏名 印

代筆者 : 住所

: 氏名 印

（利用者との関係） :

重要事項説明書付属文書（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造 2階
- (2) 敷地面積 2081.59 m²
- (3) 建物の延面積 1732.35 m²

(4) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して運営しています。

- ① ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 定員29名 平成26年 5月 23日 指定

(5) 施設の周辺環境

建設地は国道と県道に接し、高萩市役所から約300m、常磐高萩駅から1Kmほどの距離にあります。周辺は住宅に囲まれ、静かな環境が保たれています。

また、関係法人が経営する安良川クリニックが同敷地内に設置されていまして、密接な連携を図ることが可能です。

2. 職員の配置状況

介護職員・・・ご契約者の日常生活上の介護ならびに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しております。

看護職員・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護や介助等も行います。

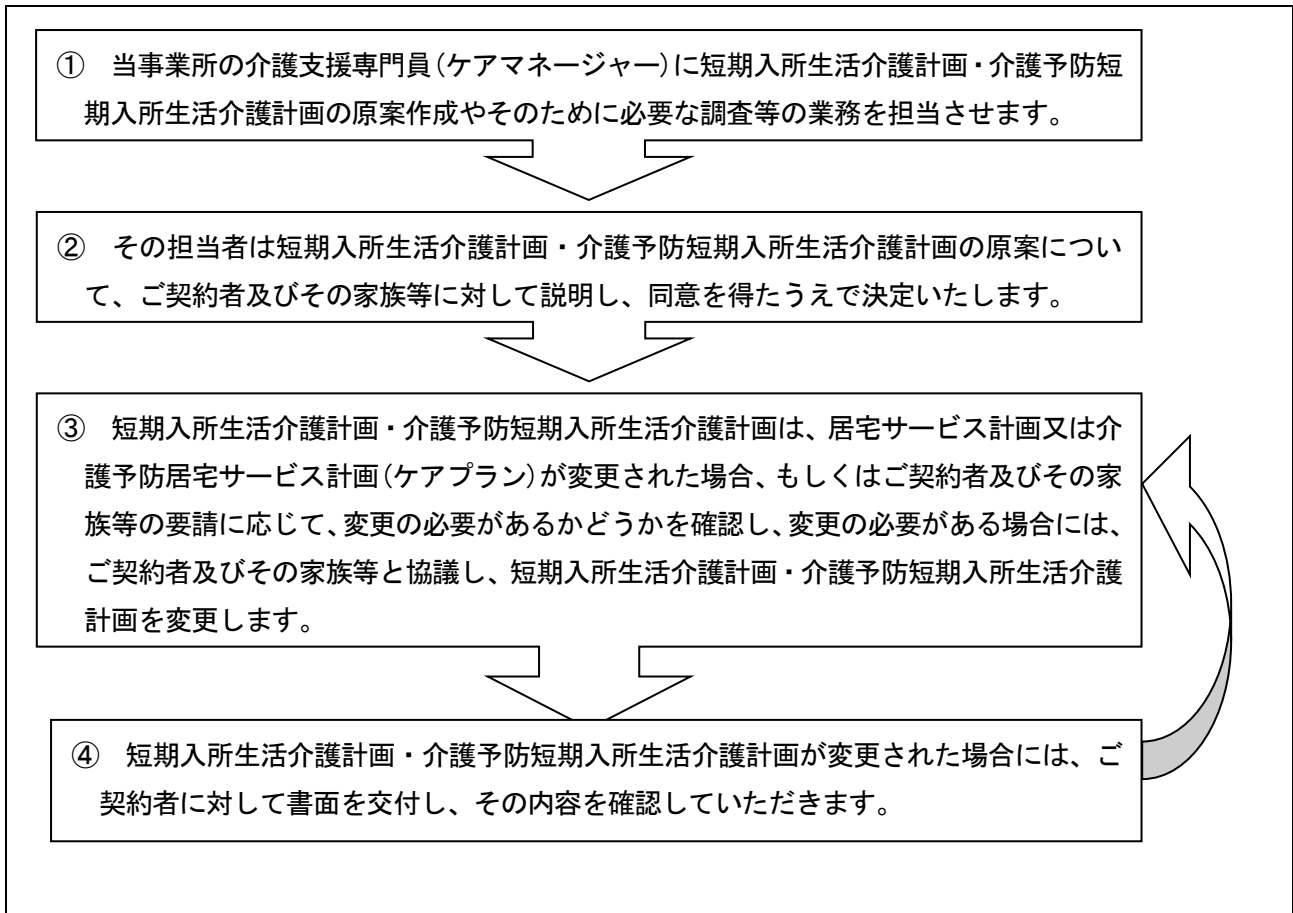
機能訓練指導員・・・ご契約者の機能訓練を担当します。非常勤の機能訓練指導員を配置しております。

介護支援専門員・・・ご契約者に係わる短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画（ケアプラン）を作成します。

管理栄養士・・・ご契約者の食事の献立作成、食事に関する指導や衛生管理を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」又は「介護予防居宅サービス計画」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画に定めます。（概ね4日以上連続利用の場合）



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧することができます。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者には漏洩しません。（個人情報の保護）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

5. 施設利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、所持品の持ち込みは以下のものに限らせていただきます。

- ①衣類（普段着、外出着、下着、寝まき類） ②室内履、室外履 ③タオル、バスタオル ④洗面用具
- ⑤整髪用具 ⑥置時計、腕時計 ⑦寝具類、クッション類 ⑧暖房器具（電気毛布、電気あんか等）
- ⑨その他使い慣れた福祉用具・自助具（車椅子、歩行器、杖、補装具、ポータブルトイレ等）及び馴染みの備品等

※ 個人スペースに収納又は設置できる範囲での持ち込みとなります。

(2) 面会

面会時間	月曜日～土曜日	概ね 9:00～17:00
------	---------	---------------

※来訪者は、必ずその都度受付もしくは職員にお声掛けください。

※尚、来訪される場合、飲食物の持ち込みについては当施設にご相談下さい。

※感染症の発症や流行状況、施設の状況に応じて、面会をご遠慮いただく場合もございます。

(3) 施設・設備の使用上の注意

- ① 居室及び共同スペース・敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにも係わらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室に立ち入り、必要な措置をとることができます。
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- ④ 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

敷地内の喫煙スペースで喫煙して下さい。それ以外の場所での喫煙はできません。

(5) 利用中の医療の提供について

ご利用中に急な体調の不良等の理由で医療が必要となった場合、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 愛正会 やすらぎの丘温泉病院
所在地	茨城県高萩市下手綱大谷口 1951-6
診療科	内科・外科・整形外科・循環器科・胃腸科・放射線科・皮膚科・リウマチ科・リハビリテーション科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	社会福祉法人 愛正会 水方苑歯科
所在地	茨城県高萩市下手綱大谷口 1951-15

8. サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間終了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照さい）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者からの利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までにお申し出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービス利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が医療機関又は介護保険施設に入院・入所された場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」又は「介護予防居宅サービス計画」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が個人情報保護規定に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。